

ISSN 1880-3601

埼玉社会科教育研究

第27号

2021（令和3）年3月
埼玉大学社会科教育研究会

埼玉社会科教育研究

第 27 号

目 次

【研究論文】

幼稚園教育の重要性	大友 秀明	(1)
議会制民主主義の意義の現前 —民主主義学習再考（続き）—	柿沼 利昭	(4)
中学校社会科公民的分野 経済学習改善の試み —当事者意識の育成をめざして「財政の役割」を考える—	安原 輝彦 内藤 圭太	(15)
高等学校「現代社会」成立の背景 —教育課程審議会への諮問から学習指導要領告示まで—	太田 正行	(28)
戦前の郷土教育から、戦後の新教科「社会科」の成立への変遷 —埼玉県師範学校郷土館創設と師範学校関係者の活躍、高石幸三郎市長誕生と川口プロ ンの成立へ—	中山 正則	(41)
中学校社会科から高等学校地理歴史科「地理総合」への接続についての一考察	青柳 慎	(52)
社会科公民的分野における模擬裁判の実践から主権者としての資質・能力を育成する —模擬裁判を通して協働的な学びから生徒の主権者意識を養う—	二瓶 剛	(59)
D. シュロスバーグの「多元的アプローチ」に基づく「環境的正義」の構造	押井 那歩	(68)
コミュニティー・スクールを基盤として —幼保小中高大・地域と連携した学校づくり—	針谷 重輝	(84)
【研究会規約】		(92)
【編集規定・執筆要項】		(93)

《埼玉大学社会科教育研究会規約》

第1条 本会は埼玉大学社会科教育研究会と称する。

第2条 本会の事務局は埼玉大学教育学部社会科教育研究室に置く。

第3条 本会は社会科教育に関する理論的、実践的研究を行い、並びに会員相互の連絡をはかることを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 研究会の開催
2. 機関誌「埼玉社会科教育研究」の発行
3. 資料の収集・交換
4. その他必要な事業

第5条 本会は、埼玉大学教員及び卒業・修了者並びに本会の目的に賛同し社会科教育の研究を行う者をもって組織する。

第6条 本会は次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 幹事 若干名
3. 監査 1名
4. 顧問 若干名

第7条 役員は次のように定める。

1. 幹事及び監査は総会において選出する。
2. 会長は幹事会において選出する。
3. 顧問は幹事会の承認を得て、会長が委嘱する。

第8条 役員の任務は次のように定める。

1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
2. 幹事は幹事会を組織し、本会の運営について審議する。
3. 監査は本会の会計を監査する。
4. 顧問は会長の諮詢に与かる。

第9条 各役員の任期は2か年とする。ただし再選は妨げない。

第11条 本会の事務局を埼玉県さいたま市桜区下大久保 255 埼玉大学教育学部社会科教育研究室内に置く。

第10条 総会は毎年1回以上開かなければならない。

第11条 本会の経費は会費、寄付金その他の収入による。

第12条 本会の会計年度は毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

第13条 会則の変更は総会の議を経なければならない。

附則1 この規約は平成7年6月30日より施行する。

附則2 この規約は令和3年1月1日より施行する。

『埼玉社会科教育研究』編集規程・執筆要項

＜編集規程＞

1. 本誌は埼玉大学社会科教育研究会の機関誌であり、年一回発行する。
 2. 本誌は本研究会会員の研究論文、研究ノート、書評、研究会報告、その他会員の研究活動に関する記事（以下、論文等）を掲載する。
 3. 本誌に論文等を掲載しようとする会員は、所定の執筆要項に従い事務局宛に送付する。
 4. 原稿の掲載は幹事会の審査を経て決定する。
 5. 掲載予定の原稿について、幹事会は執筆者との協議を通じ、内容の変更を求めることができる。
 6. 執筆者による校正は初校までとする。
 7. 論文等の著作権は、論文等の原稿が本研究会に受理された時点から、原則として、本研究会に帰属する。
 8. 論文等の著作権は本研究会に帰属するが、著作者人格権は著者に帰属する。ただし、著者が著者自身の論文等を複製・翻訳等の形で利用することに対し、本研究会はこれに異議申立て、もしくは妨げることはしない。この場合著者は本研究会の了解を得ることとし、複製物あるいは著作物中に出典を明記すること。
- (2) 本研究会は論文等の複製を行うことができる。ただし、この場合、関係する著者にその旨了解を得る。
- (3) 本誌に掲載された論文等は、埼玉大学学術情報リポジトリ SUCRA (Saitama University Cyber Repository of Academic Resources)において電子的に公開する。その際、「埼玉大学学術情報リポジトリ(SUCRA)運用指針」に従うものとする。
9. 執筆に当たっては、他人の著作権を侵害、名誉毀損、その他の問題を生じないよう十分に配慮すること。
- (2) 万一、論文等が第三者の著作権を侵害するなどの指摘がなされ、第三者に損害を与えた場合、著者がその責を負う。

＜執筆要項＞

1. 原稿は、横46字、縦44行を1頁とし、Wordで作成する。
2. 原稿の1頁には、表題、所属、氏名を記し、10行目から本文を書きはじめる。
3. 完成原稿（A4判）とデジタルファイル（CD・USBメモリーなど）を送付する。

送付先

〒338-8750 埼玉県さいたま市桜区下大久保255 埼玉大学教育学部社会科教育学研究室
「埼玉大学社会科教育研究会」事務局
桐谷正信
Tel & Fax 048-858-3193
E-mail : kiritani@mail.saitama-u.ac.jp

埼玉社会科教育研究 第27号

2021（令和3）年3月31日

編 集 埼玉大学社会科教育研究会

発行者 代表 埼玉大学社会科教育研究会会长 桐谷正信

〒338-8570 埼玉県さいたま市桜区下大久保255

埼玉大学教育学部社会科教育研究室

TEL 048-858-3191, 3193 FAX 048-858-3193

e-mail : kiritani@mail.saitama-u.ac.jp

ISSN 1880-3601